

多可町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)策定支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

多可町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)策定支援業務

2. 業務の目的

人口減少や少子高齢化を背景とした人口構造の変化やグローバル化、急速なデジタル化など社会の変化が激しく、将来予測することが困難な時代になっている。

社会や経済の変化を踏まえつつ、地域の活性化を図るためには、地域経済や社会に密接に関係する様々な分野において、デジタルの力を活用し、社会課題の解決や魅力向上を加速化させることが必要である。

このため、多可町人口ビジョン(以下「人口ビジョン」という。)を検証・分析し、将来展望を示した「人口ビジョン」に修正する。そして、多可町において考えられる今後の展望やビジョンを再構築した上で、第2期多可町総合戦略を改訂し『多可町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)』を策定する。

なお、戦略の基本目標は、①仕事をつくる②人の流れをつくる③結婚・出産・子育ての希望をかなえる④魅力的な地域をつくる の4つとする。

更に、SDGs 未来都市として、地域のあらゆる主体が自らの可能性を最大限に発揮し、誰一人取り残されることのない社会の実現を目指す。

3. 業務の実施期間

契約締結日の翌日から令和6年3月25日までとする。

4. 委託業務内容

本業務の内容は概ね次のとおりとするが、ここに示す業務内容は、多可町デジタル田園都市構想総合戦略策定に最小限必要な事項を示したものであり、受託事業者の企画提案により調整することとする。

受託事業者は、町担当者と協議・調整の上、町担当者と協力して、次の業務を行う。

また、受託事業者は、当該業務を充実させ、また効果的に実施するための提案を積極的に行うものとする。

(1) 多可町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)について

令和6年度から令和8年度までの3年間

※第2次多可町総合計画後期基本計画の期間と合わせる

(2) 多可町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)について

総合計画が町の最上位計画であることに留意し、総合戦略を改訂する。

なお、総合戦略の内容については、国の「デジタル田園都市国家構想基本方針」「デジタル田園都市国家構想総合戦略」「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(令和4年12月版)」に留意する。

また、総合戦略の策定にあたっては、SDGs未来都市として、地域課題を解決し持続

可能な町の運営に向け、持続可能な開発目標であるSDGsの観点や、Society5.0など、社会の新たな技術・手法の導入について盛り込むものとする。

① 人口ビジョンの検証及び修正支援

多可町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)の策定は、人口ビジョンを基礎として行う。人口ビジョンの基礎数値は、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計や国勢調査及び本町の人口動態等であるが、2期総合戦略の基礎となった人口ビジョンの数値は、同戦略策定後に更新されている。よって、各種調査の最新値を踏まえ、必要に応じて修正を行う。なお、人口ビジョンの構成と記載事項は次のとおりとする。

ア) 人口動向分析結果の記載

イ) 将来人口推計と分析結果の記載

ウ) 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

エ) めざすべき将来の方向性の検討・記載

オ) 人口の将来展望の検討・記載

② 多可町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)の策定支援

最新の多可町人口ビジョンや現総合戦略の項目等の分析結果を踏まえ、本町の実情や地域特性に応じた今後3か年間(対象期間:令和6年度~令和8年度)の施策の基本方向、具体的な施策の策定及び重要業績評価指標(KPI)の策定を支援する。(基本目標である地域創生戦略Ⅰ~Ⅳは変えない)

また、必要な事項については、積極的な提案を行うものとする。

ア) 基本的方向の検討・策定

各基本目標における政策分野ごとに、基本目標の達成に向けて講ずべき政策の基本方向の検討・記載。

イ) 具体的な施策の策定及び重要業績評価指標(KPI)の検討・設定

政策分野ごとに3年間に実施する施策及び施策実施効果検証のための客観的な重要業績評価指標(KPI)の検討・記載。

③ 多可町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)にかかるパブリックコメントの実施

多可町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)の方向性について、パブリックコメントを実施する。これに係る関連資料等の作成支援、意見をとりまとめ、パブリックコメントの結果を考慮した戦略を検討し提案することとする。

④ 多可町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)(概要版)の制作

ア) 多可町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)を概要版にする際の必要要素や整理の仕方など、手法一般について必要な情報収集等を支援すること。

イ) 多可町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)を分かりやすく伝える多可町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)(概要版)を制作すること。

ウ) 概要版の構成案等について事務局に適宜校正依頼をすること。

5. 実施方法

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託事業者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託事業者は契約締結から終了までの間、業務経過内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務の円滑な実施のため、適宜、多可町と協議しながら業務を進めること。なお、打ち合わせ終了後、遅滞なく打ち合わせ記録簿を提出すること。
- (4) 受託事業者は、着手時に着手届及び工程表を、完了時に完了届を提出すること。
- (5) 多可町が保有する資料等の提供については、可能な限り行う。
- (6) 受託事業者は、業務の進捗について、多可町に対して定期的に報告すること。
- (7) 受託事業者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (8) 受託事業者は、本委託業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ多可町に書面により届出を行い、承認を得ること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

6. 事務局支援

- (1) 事務局との連絡を綿密にすること。
- (2) 作業段階に応じ、事務局と打ち合わせを実施すること。
- (3) 町のHP掲載用の資料作成及び資料提供を行うこと。
- (4) その他、必要と思われる事項を適宜提案し、実施または実施の支援を行うこと。

7. 検討組織の運営支援

(1) 多可町まち・ひと・しごと創生本部会議（随時開催予定）

多可町デジタル田園都市構想総合戦略（仮称）策定及び運用に関して町長を本部長、副町長・教育長を副本部長とし、役場職員で構成する多可町まち・ひと・しごと創生本部会議（以下「本部会議」という。）を設置し、全庁的な体制をとっている。この本部会議において、運営方法等の提案や会議資料の作成に加え、必要に応じて会議への出席や意見のとりまとめ、議事録の作成を行うものとする。

(2) 多可町まち・ひと・しごと創生懇話会（合計4回開催予定）

町民、商工、大学、金融、労働、マスメディアなど外部有識者で構成する多可町まち・ひと・しごと創生懇話会（以下「懇話会」という。）において、多可町デジタル田園都市構想総合戦略（仮称）における意見聴取、内容の審議を行うとともに、現総合戦略における達成度合いの検証及び見直し提言等を行う。この懇話会に出席するとともに、懇話会の運営支援や、会議資料及び議事録の作成並びに意見のとりまとめとその結果の次期計画への反映の検討等を行うものとする。

(3) 各課ヒアリングの実施

施策の現時点での進捗状況及び多可町デジタル田園都市構想総合戦略（仮称）に示す今後の施策・事業等に対する関係各課に対する事前簡易調書及びフォローヒアリングの実施。

8. 成果物

受託事業者は成果物として以下の媒体物を納品する。なお、本業務における成果品の著作権、著作権等の一切の権利は多可町に帰属するものとする。

(1) 多可町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)

カラー印刷 冊子200部、

(2) 調査・分析報告書 白黒印刷(一部カラー)版 100部

(3) 多可町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)(概要版) 300部

(3) 関連資料及び各種電子データ 一式(一般的な公開形式のもの)

(4) 各種会議等の議事録

(5) その他本業務委託において作成した資料等

※成果物を作成するにあたっては、以下に留意すること。

・図や表を適宜使用するほか、データや情報などについてもわかりやく視覚的に表現する(インフォグラフィックなど)ことを通じ、読み手の理解が進みやすいように作成すること。

・専門用語を使用する場合には注釈を付けること。

(6) 納入場所

多可町役場・企画秘書課

9. 業務完了確認

業務履行完了を書面で報告し、検査担当職員の検査を受けること。

10. 支払い方法

業務完了後一括で支払うものとする。

11. その他

(1) 業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については業務受託者が使用許可等を得ること。

なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、業務受託者がその一切の責任を負うものとする。

(2) 業務遂行にあたっては多可町個人情報保護条例(平成14年9月20日条例第14号)に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。

(3) 情報セキュリティポリシーの遵守

本業務を履行するにあたって「多可町情報セキュリティポリシー」内の「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。また、個人情報等をはじめとする多可町の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、多可町の求めに応じて「情報保護に関する報告書」、「特定個人情報保護に関する報告書」を提出すること。